

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「認めあい 支えあい あなたも わたしも とともに輝く たぶせ」として、一人ひとりが社会の対等な構成員として、認め合い、尊重し合いながら、様々な分野において個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、本計画では「3つの基本目標」と「6つの重点項目」を定めました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1 男女共同参画推進への意識改革

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女ともに対等な構成員として参画できる社会を実現するためには、固定的役割分担意識の解消や、男女平等意識を高める等、一人ひとりの意識改革が必要となります。幼少期から生涯を通して、男女共同参画に関する教育・学習環境を整えることにより、固定観念にとらわれず、男女ともに活躍できる社会を目指していきます。また、男女共同参画に関する実態調査を行い、施策に反映していきます。

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できるまちづくり

重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加していることを踏まえ、仕事・家庭・地域活動が両立できるような環境を整備する必要があります。行政では、子育て・介護等の支援体制の充実を図ります。職場においては、育児・介護休業制度、短時間勤務制度等の周知に努め、男女とも取得促進を図ります。また、男性が、家事・育児等に参画しやすくなるような支援を行います。

重点項目4 あらゆる場における男女共同参画の推進

男女双方の意見を施策や方針に反映させるため、意思決定の場での男女共同参画を推進する必要があります。そのため、行政における委員会・協議会等では積極的な女性の登用を行います。また、女性の働き方について、多様な選択を可能とするため、就業や起業、リーダー育成、再就職等、国や県、関係機関と連携して支援を行います。農林水産業、地域・防災活動等、あらゆる場においての女性の参画を推進します。

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり

重点項目5 男女間における暴力の根絶

新型コロナウイルス感染拡大による外出制限等の影響により、女性・女兒に対する暴力の増加が問題となっています。また、近年では、SNS等のコミュニケーションツールによる暴力が過激化しています。そのため、幼少期から暴力根絶に向けての意識醸成及び啓発をする必要があります。被害者に対しては、相談窓口・体制を充実させ、関係機関と連携することにより、早期発見や被害者の自立支援に向けた取組を行います。

重点項目6 生涯を通じて安心して健康に暮らすための支援

だれもが安心して暮らすことができるよう、年齢・性別・状況等、それぞれのニーズにあった制度・サービス等を提供し、自立できるように支援を行うとともに、環境の整備を行います。

また、増加傾向にある高齢者に対して、健康体操や地域の人との交流の場を設けることにより、生きがいを持ってもらい、健康寿命を延伸することに努めます。

3 計画の体系

基本目標	重点項目	具体的施策
<p>I</p> <p>男女共同参画 社会に向けた 意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画推進 への意識改革</p> <p>2 男女共同参画の視 点に立った教育・学習 の推進</p>	<p>① 男女共同参画に対する意識改革・啓発活動</p> <p>② 男女共同参画に関する調査及び情報の収集</p> <p>① 学校における教育・学習機会の充実</p> <p>② 行政における教育・学習機会の充実</p> <p>③ 家庭・地域における教育・学習機会の充実</p>
<p>II</p> <p>みんなが共に 活躍できるま ちづくり</p>	<p>3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス) の推進</p> <p>4 あらゆる場におけ る男女共同参画の推 進</p>	<p>① 育児・介護休業制度等の周知及び取得促進</p> <p>② 多様な選択を可能とする様々なサービスの充実</p> <p>③ 長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革</p> <p>④ 家庭生活での男女共同参画の推進</p> <p>① 施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大</p> <p>② 多様な働き方を可能にする環境の整備</p> <p>③ 農林水産業における女性参画の拡大</p> <p>④ 地域・防災活動における男女共同参画の拡大</p>
<p>III</p> <p>みんなが健康 で安心して暮 らせる環境づ くり</p>	<p>5 男女間における暴 力の根絶</p> <p>6 生涯を通じて安心 して健康に暮らすた めの支援</p>	<p>① 暴力の根絶に向けた意識啓発活動</p> <p>② DV 被害者への支援</p> <p>① 妊娠期から子育て期における支援</p> <p>② ひとり親家庭への支援</p> <p>③ 就労困難者への支援</p> <p>④ 障がい者への支援</p> <p>⑤ 高齢者への支援</p>

